

山形市総合福祉センター障がい者(児)浴室のご利用について

1、浴室の形体 貸切風呂（ご利用者ごと介助者の方と一緒に、貸切でご利用いただく浴室です）

2、利用条件 原則、次のすべての条件を満たす方がご利用できます。

- (1) 身体障害者手帳・療育手帳等をお持ちの障がい者（児）の方
- (2) 一般浴室への入浴が困難な方
- (3) 山形市在住の方

※ 利用条件を満たしていない方で、特別な事情をお持ちの場合は、個別にご相談の上、判断させていただきます。

3、ご利用方法 (1) 申込

- ① 受付開始日 一ヶ月前から申込受付を開始します。（前月一日、来所の場合は午前9時から、電話の場合は午前10時30分から）電話の場合は、仮予約になりますので、後日、申請書ご記入のためご来所をお願いします。

一日が土・日・祝日の場合は、平日の翌開館日からになります。

- ② 初めてご利用される方の手続き（ご持参いただく物）

ご来所いただき申請書をご記入いただく際、お持ちの身体障害者手帳等をご持参ください。ご登録のためコピーをとらせていただきます。

(2) 受付場所 山形市総合福祉センター1階事務室
山形市城西町二丁目2-22
TEL 645-9234 又は 645-9230

(3) 一ヶ月のご利用回数 月4回まで（受付開始日から一週間は2回まで申込可能、その後追加2回まで）

(4) 入浴時間 下記時間区分となります。
10:00～11:30
13:00～14:30
16:00～17:15
18:45～20:00

(5) 料 金 障がい者(児)ご本人及び介助者1人まで無料（その他、ご家族等が一緒に入浴される場合は通常料金をいただきます）